

# 社会福祉法人若狭会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人若狭会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員 理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員 役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事、監事は常勤監事という。
- (3)非常勤役員 役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)評議員 定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬 社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6)費用 役員及び評議員の職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬とは明確に区分するものとする。

## (報酬の支給)

第3条 法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で使用者としての立場を有する者には、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

## (報酬等の額の決定)

第4条 法人の全理事の報酬総額は、年間556万円以内とする。

- 2 法人の全監事の報酬総額は、年間16万円以内とする。
- 3 法人の常勤理事の報酬月額は、「常勤理事俸給表」（別表1）に定めるとおりとする。
- 4 各々の常勤理事の報酬月額は、常勤理事俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 5 非常勤理事に対する報酬は、「非常勤理事の報酬」（別記1）に定める額とする。
- 6 監事に対する報酬は、「監事の報酬」（別記2）に定める額とする。
- 7 各々の評議員の報酬は、「評議員の報酬」（別記3）に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。その計算方法は法人給与規程に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む。）を、旅費規程に準じて支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員に対する報酬の支給日は、給与規程に準ずるものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

(別表1) 常勤理事俸給表

号	月 額 (円)	備 考
1	300,000	
2	350,000	
3	400,000	
4	450,000	
5	500,000	
6	550,000	
7	600,000	
8	650,000	
9	700,000	
10	750,000	

(別記1) 非常勤理事の報酬

職務の内容	報酬額 (日額/円)
理事会へ出席	10,000
理事会とは別に職務遂行	10,000

(別記2) 監事の報酬

職務の内容	報酬額 (日額/円)
監事監査、理事会、評議員会へ出席	10,000
上記とは別に職務遂行	10,000

(別記3) 評議員の報酬

職務の内容	報酬額 (日額/円)
評議員会へ出席	10,000
評議員会とは別に職務遂行	10,000